# 熊本市公報

## 第1386号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局総務厚生課 発行日 毎月 15日・末日

## 目 次

#### 規 則 1405 ○熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第85号)…… 1406 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 1407 1419 1422 1423 1424 ○熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則 1425 令 訓 ○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令(訓令第13号) …… 1427 告 示 1428 1428 1428 1432 1432 14321433 1433 1433 1434 1434 1434 1434 1435 1435

○県道の供用開始(告示第 668 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1435
○市道の区域変更(告示第 669 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1436
○市道の供用開始(告示第 670 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1436
○市税督促状の公示送達(告示第 672 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1437
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 673 号)	1437
○生活保護法等による介護機関の指定(告示第 674 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1437
○生活保護法による指定介護機関の廃止(告示第 675 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1438
○生活保護法等による医療機関の指定(告示第 676 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1438
○生活保護法による指定医療機関の変更(告示第 677 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1439
○生活保護法による指定医療機関の廃止(告示第 678 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1440
○生活保護法による指定医療機関の休止(告示第 679 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1441
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 680 号)	1441
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 681 号)	1441
○配当計算書の公示送達(告示第 682 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1442
○差押通知書の公示送達(告示第 683 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1442
<u>公</u>	
○熊本市田井島南土地区画整理組合の定款変更認可(公告第 667 号)	1442
○開発行為に関する工事の完了(公告第670号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1442
○熊本市が発注する業務委託契約等に係る競争入札等に参加する者の必要な資格等(公告第672号)	1443
○開発行為に関する工事の完了(公告第675号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1444
○開発行為に関する工事の完了(公告第 676 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1445
○開発行為に関する工事の完了(公告第 677 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1445
○開発行為に関する工事の完了(公告第 678 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1445
○開発行為に関する工事の完了(公告第 679 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1446
○開発行為に関する工事の完了(公告第 680 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1446
○開発行為に関する工事の完了(公告第 686 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1446
○開発行為に関する工事の完了(公告第 687 号)	1447
○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更(第4回)の認可(公告第 689 号)	1447
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(公告第 690 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1447
○開発行為に関する工事の完了(公告第 <b>691</b> 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1447
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 692 号) ···································	1448
<b>南 区</b>	
○住民票の職権消除(南区告示第8号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1448
○住民票の職権消除(南区告示第9号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1448
北 区	
○住民票の職権消除(北区告示第7号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1448

	1449
上下水道局	
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第 66 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1450 1450
○熊本市教育委員会議の開催(教委告示第11号)	1451

規 則

> 規 則 第 84 号 平成26年 9 月19日

熊本市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公会堂条例施行規則(昭和56年規則第18号)の一部を次のように改正す る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条の規定にかかわらず、平成26年10月1日から当分の間、熊本市川尻公 会堂は休館とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 85 号 平成26年 9 月24日

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を 公布する。

熊本市公報

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

第1条 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年規則 第51号)の一部を次のように改正する。

第14条中「の承認を受けなければ」を「に届け出なければ」に改める。

附則第3項及び第5項中「承認」を「届出」に改める。 第2条 能太東海ル博保空点検業者の登録等に関する条例施行期

第2条 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を次のよう に改正する。

附則中第3項の前の見出し及び同項を削り、第4項を第3項とし、同項に見出しとして「(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)」を付し、第5項の前の見出し及び同項を削り、第6項を第4項とし、同項の前に見出しとして「(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)」を付し、第7項を第5項とし、第8項を第6項とする。

#### 附則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第14条の承認を受けている規程は、この規則による改正後の第14条の規定により届け出られたものとみなす。

規 則 第 86 号 平成26年9月25日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部改正)

第1条 熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則(平成20年規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援 金事務取扱規則

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項(前項第5号及び第6号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)について準用する。

第5条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」に改め、同条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」に改める。

第6条第1項中「支援給付(新規)決定通知書」を「支援給付決定通知書」に、「支援給付(移行)決定通知書」を「配偶者支援金決定通知書」に改め、同項ただし書中「ただし、支援給付」の次に「又は配偶者支援金」を、「(様式第24号)」の次に「又は配偶者支援金申請却下通知書(様式第25号)」を加え、同条第2項中「支援給付(新規)決定通知書」を「支援給付決定通知書又は配偶者支援金決定通知書」に改め、「支援給付申請却下通知書」の次に「又は配偶者支援金申請却下通知書」を加え、同条第3項中「により支援給付」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「支援給付(新規)決定通知書」を「支援給付決定通知書又は配偶者支援金決定通知書」に改め、同条第4項中「場合は、」を「場合は」に改め、「(様式第25号)」を「(様式第26号)により、配偶者支援金の廃止をする場合は配偶者支援金廃止決定通知書(様式第27号)」に改める。

第7条第1項中「様式第26号」を「様式第28号」に改め、同条第2項中「様式第27号」を「様式第29号」に改める。

第8条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)(様式第28号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)(様式第30号)」に改める。

第9条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について(照会)(様式第29号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義

務について(照会)(様式第31号)」に改め、同条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について(様式第30号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について(様式第32号)」に改め、同条第3項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について(依頼)(様式第31号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について(依頼)(様式第33号)」に改める。

第10条中「様式第32号」を「様式第34号」に改める。

第11条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条第1項中「は、支援給付」を「又は受給者に対して配偶者支援金を支給する場合は、支援給付又は配偶者支援金」に改め、同条ただし書中「被支援者」の次に「又は受給者」を加え、「より支援給付金を交付する」を「よる」に改め、同条第2項中「保護金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に、「様式第33号」を「様式第35号」に、「の保護」を「又は受給者の支援」に改める。

第12条中「様式第34号」を「様式第36号」に改める。

第13条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第35号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第37号)」に改める。

様式第12号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第13号中

Γ

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」 に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第14号中

「 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」 に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第17号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第22号中「支援給付(新規)決定通知書」を「支援給付決定通知書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第23号を次のように改める。

印

様式第23号(第6条関係)

発第号年月日

様

熊本市長

#### 配偶者支援金決定通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の開始時期

年 月

2 配偶者支援金の決定額

決定額

- 3 配偶者支援金を決定した理由
- 4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決 定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定が あった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。)。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第24号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第35号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとさされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第37号とする。

様式第34号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 36号とし、様式第33号を様式第35号とする。

様式第32号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「入所保護・養護」を「入所・養護」に改め、同様式を様式第34号とする。

様式第31号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規 定に基づく報告について(依頼)

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について(依頼) に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第33号とする。

様式第30号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第29号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等 による支援給付の決定に伴う扶養義務について(照会)

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務につい て(照会)

に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

を

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律

に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第28号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定 に基づく調査について(依頼)

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

に、「支援給付の」を「支援給付若しくは配偶者支援金の」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(同法第15条第3項において準用する場合を含む。)」に、

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条第4項 この法律に特別な定めがある場合のほか、支援給付については、 生活保護法の規定の例による。

を

- 「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律
  - 第14条第4項 この法律に特別な定めがある場合のほか、支援給付については、 生活保護法の規定の例による。
  - 第15条第3項 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給 について準用する。

に改め、同様式を様式第30号とし、様式第27号を様式第29号とする。

様式第26号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第28号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第27号(第6条関係)

発第号年月日

様

能本市長

配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

記

- 1 廃止する時期
- 2 理由

#### (備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決 定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定が あった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくな ります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴え を提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過 すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次 の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ない でこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の 翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又 は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第25号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第26号と し、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第25号(第6条関係)

発第号年月日

様

熊本市長

囙

#### 配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則等の一部改正)

- 第2条 次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。
  - (1) 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和57年規則第47号)第4条第2 号
  - (2) 熊本市保育所における保育等に関する規則(昭和62年規則第23号)附則第6項の表、附則第8項の表及び別表
  - (3) 熊本市子ども医療費助成規則(平成11年規則第31号)第4条第4号
  - (4) 熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成24年規則第 122号) 第9条

附則

規 則 第 87 号 平成26年 9 月26日

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市会計規則の一部改正)

第1条 熊本市会計規則(昭和39年規則第29号)の一部を次のように改正する。 別表第3中「母子寡婦福祉資金貸付金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金 償還金」に改める。

(熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部改正)

第2条 熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則(昭和49年規 則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項」に、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

(熊本市保育所における保育等に関する規則の一部改正)

第3条 熊本市保育所における保育等に関する規則(昭和62年規則第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の表備考第6項中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

附則第8項の表備考第5項及び附則第11項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子 及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、 「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

別表備考第5項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に、「いない女子で、」を「ない者で」に改め、「及びこれに準ず

る父子世帯」を削る。

(社会福祉事務に関する権限委任規則の一部改正)

第4条 社会福祉事務に関する権限委任規則(平成6年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉 法」に改め、同号中エをカとし、ウの次に次のように加える。

- エ 法第31条の6の規定による父子福祉資金の貸付けの決定に関すること。
- オ 法第31条の10の規定による父子家庭自立支援給付金の支給の決定に関すること。

(熊本市事務分掌規則の一部改正)

第5条 熊本市事務分掌規則(平成8年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表(4)健康福祉子ども局の表子ども支援課の項事務分掌の欄第19号中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭等自立支援給付金」に改め、同欄第20号中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改め、同欄第21号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、同欄第24号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

(熊本市母子福祉センター条例施行規則の一部改正)

第6条 熊本市母子福祉センター条例施行規則(平成17年規則第78号)の一部を 次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市母子・父子福祉センター条例施行規則

第1条中「熊本市母子福祉センター条例」を「熊本市母子・父子福祉センター条例」に改める。

(熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部改正)

第7条 熊本市児童措置費負担金徴収規則(平成22年規則第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項第2号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

熊 本 市 公 報 平成 26 年 10 月 15 日 第 1386 号 附則 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

規 則 第 88 号 平成26年 9 月29日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則(平成24年規則第2号)の一部を次のように改正す る。

別表(1)区役所の表福祉課の項事務分掌の欄第15号を次のように改める。

(15) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行等に関すること。

附則

規 則 第 89 号 平成26年 9 月29日

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市福祉事務所事務分掌規則(昭和35年規則第13号)の一部を次のように改 正する。

第4条福祉課の項第3号中「係る証明書の発行等に関すること」を「関すること(区 役所の所管に属するものを除く。)」に改め、同条保健子ども課の項第5号中「母子及 び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附則

規 則 第 90 号 平成26年 9 月30日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則(昭和48年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第8条ただし書中「ただし、」の次に「国民健康保険法の規定により医療を受ける者 (本市が行う国民健康保険の被保険者に限る。)及び」を加える。

別表中「別表」を「別表(第7条関係)」に改める。

附則

規 則 第 91 号 平成26年 9 月30日

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正す る規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改 正する規則

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則(平成15年規 則第25号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第6条の2」を「第6条の2の2第1項」に改め、同表備考第 3項第3号中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平 成25年法律第5号) 附則第59条第1項及び第60条第1項 を加え、同表備考中 第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項と し、同項の前に次の1項を加える。

- 4 小学校就学前児童(障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの 障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設 若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に 達するまでの児童をいう。以下同じ。)が2人以上いる障害児の扶養義務者(C 1及びC2並びにD1からD14までの階層の者に限る。)に係る障害児通所 支援1日当たりの徴収額は、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、それ ぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
  - (1) 障害児(小学校就学前児童であるもの | 障害児通所支援1日当たりの欄 を除く。)及び小学校就学前最年長児童 | に定める額 (扶養義務者の小学校就学前児童のうち

最年長者をいう。次号において同じ。)で	
ある障害児	
(2) 扶養義務者の小学校就学前児童であ	障害児通所支援1日当たりの欄
る障害児(小学校就学前最年長児童を除	に定める額に2分の1を乗じて
く小学校就学前児童のうち最年長者であ	得た額
る障害児に限る。)	
(3) 前2号に掲げる障害児以外の障害児	0円

### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表備考第1項の改正 規定は、平成27年1月1日から施行する。

訓令

訓 令 第 13 号 平成26年 9 月30日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

第10条子ども支援課長専決事項の項第4号中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭等自立支援給付金」に、同項第5号中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

附則

## 告 示

告示第650号 平成26年9月17日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
9月2日	はり札等	5	楠・九品寺・上南部	9月3日
9月4日	はり札等	5	池田・花園・手取本町	9月5日
9月5日	はり札等	4	高平・飛田・沼山津	9月6日
9月6日	はり札等	1 3	近見・砂原町	9月7日
9月9日	立看板等	3	上南部・新南部	9月10日
9月10日	立看板等	2	麻生田	9月11日
9月11日	はり札等	3 6	池田・出町・上熊本・清水新 地・清水亀井町	9月12日
9月12日	はり札等	1	手取本町	9月13日

保管場所 熊本市花畑川館 (熊本市中央区花畑町3-1)

告示第651号

平成26年9月17日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの
番号		並びに代表者の氏名		種類
	けあらーず水前寺指定通所介護事	株式会社セラム		通所介護
4370106	業所	愛知県名古屋市北区大曽根一丁目	平成26年	か か 満 予 防 所
6 9 4	熊本市中央区水前寺五丁目18番	26番23号	9月30日	所介護
	1 3号	代表取締役 玉置 正樹		がりで

告示第653号

平成26年9月18日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定、同法第46条第1項の指定、

同法第48条第1項第1号の指定及び同法第53条第1項本文の指定を更新したので、同法第78条 及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2、同法第85条及び同法施行規則 第133条の2、同法第93条及び同施行規則第135条の2並びに同法第115条の10及び同法 施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

•						41-11-X + 1	4 60 7	
事業所番号	サービス 名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所が在地	代表者職名	代表者名
4310 1185 28	訪問介護	平成26年 12月12日	竜山ヘルパーステーション	熊本市北区 室園町10 番17号	医療法人山部会	熊本市北区室園町 10番17号	理事長	山部 英則
4310 1248 31	居宅介護支援	平成26年 12月27日	指定居宅介護 支援事業所あ れっく	熊本市東区 秋津町秋田 3441番 地20	医療法人社団熊本労安会	熊本市東区秋津町 秋田3441番地 20	理事長	木村 孝文
4310 1257 54	居宅介護支援	平成26年 11月25日	橋本整形外科 内科居宅介護 支援事業所	熊本市北区 改寄町23 80番地5	医療法人裕和会	熊本市北区改寄町 2380番地5	理事長	橋本 裕
4360 1905 42	訪問看護	平成27年 1月1日	九州記念病院 訪問看護ステ	熊本市中央 区水前寺公 園3番38 号	医療法人社団岡山会	熊本市中央区水前 寺公園3番38号	理事長	岡山 洋 二
4360 1905 42	介護予防 訪問看護	平成27年 1月1日	九州記念病院 訪問看護ステ	熊本市中央 区水前寺公 園3番38 号	医療法人社団岡山会	熊本市中央区水前 寺公園3番38号	理事長	岡山 洋二
4370 1021 56	居宅介護支援	平成26年 12月25日	くまもとケア センターそよ 風	熊本市東区 山ノ内三丁 目9番27 号	株式会社ユニマットそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号	代表取締役	平家伸吾
4370 1024 12	介護老人福祉施設	平成26年 11月1日	特別養護老人 ホームあいこ う	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	髙瀬 直
4370 1024 46	短期入所生活介護	平成26年 11月1日	指定短期入所 生活介護事業 所あいこう	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	髙瀬 直
4370 1024 20	通所介護	平成26年 11月1日	指定通所介護 事業所あいこ	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	髙瀬 直
4370 1024 04	居宅介護支援	平成26年 10月5日	指定居宅介護 支援事業所あ いこう	熊本市北区 清水町新地 三丁目5番 33号	社会福祉法人愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	髙瀬 直

4 3 7 0 1 0 2 4 3 8	訪問介護	平成26年 11月1日	指定訪問介護 事業所あいこ う	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人愛光会	熊本市北区清水新地三丁目5番33号	理事長	髙瀬 直
4370 1027 50	訪問介護	平成26年 11月6日	訪問介護事業所あじさい	熊本市北区 麻生田四丁 目18番2 0号	有限会社介護 サービス事業 所あじさい	熊本市北区麻生田 四丁目18番20 号	取締役	赤崎文明
4370 1027 68	居宅介護支援	平成26年 11月6日	居宅介護支援事業所あじさい	熊本市北区 麻生田四丁 目18番2 0号	有限会社介護 サービス事業 所あじさい	熊本市北区麻生田四丁目18番20号	取締役	赤崎文明
4370 1027 76	福祉用具貸与	平成26年 12月4日	福祉用具貸与 事業所パニコ ム	熊本市南区 海路口町4 99番地2	有限会社パニコム	熊本市南区海路口町499番地2	代表取締役	森瀬 伸哉
4370 1027 84	訪問介護	平成26年 12月4日	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区 高平三丁目 11番58 号 宮の森 ハイツ1階	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区高平三 丁目11番58号 宮の森ハイツ1階	取締役	山中 碧子
4370 1027 84	居宅介護支援	平成26年 12月4日	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区 高平三丁目 11番58 号 宮の森 ハイツ1階	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区高平三 丁目11番58号 宮の森ハイツ1階	取締役	山中 郭子
4 3 7 0 1 0 3 1 2 1	訪問介護	平成26年 11月1日	さぷらい	熊本市西区 池田二丁目 1番49号	サプライ有限会社	熊本市西区池田二丁目1番49号	代表取締役	林明
4370 1031 47	通所介護	平成26年 11月1日	デイサービス センター下通 り	熊本市中央 区下通二丁 目1番4号	社会福祉法人水光会	宇城市松橋町竹崎 1142番地1	理事長	水民 婦而子
4370 1031 62	訪問介護	平成26年 12月1日	I OB訪問介 護事業所	熊本市中央 区北千反畑 町5番13 号 メゾン ドあい30 8号室	特定非営利活 動法人 IOB ス ポーツ推進事 業団	熊本市中央区水前 寺三丁目44番3 4号	理事長	福島貴
4370 1031 88	訪問介護	平成26年 12月10日	在宅センター りんどう	熊本市東区 桜木四丁目 7番9号	有限会社りんどう	熊本市東区桜木四丁目7番9号	代表取締役	大見 成
4370 1031 96	居宅介護支援	平成26年 12月17日	居宅介護支援 事業所 なでしこ	熊本市中央 区北千反畑 町2番2号 2F	医療法人起生会	熊本市中央区北千 反畑町2番5号	理事長	吉田 景史

4370 1050 68	介護予防通所介護	平成26年 10月6日	健軍くらしさ さえ愛工房	熊本市東区 栄町2番1 5号	特定非営利活動法人お一さあ	熊本市東区栄町2番15号	理事長	小笠原嘉祐
4370 1064 13	訪問介護	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町二丁目4番27号	会長	潮谷愛
4370 1064 13	介護予防訪問介護	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町二丁目4番27号	会長	潮谷愛
4370 1064 21	居宅介護支援	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町二丁目4番27号	会長	潮谷愛
4370 1064 54	通所介護	平成26年 11月6日	赤凄	熊本市中央 区水前寺二 丁目18番 12号	株式会社デイホーム水前寺	熊本市中央区水前 寺二丁目18番1 2号	代表取締役	伊牟田淳子
4370 1064 54	介護予防通所介護	平成26年 11月6日	赤凄	熊本市中央 区水前寺二 丁目18番 12号	株式会社デイホーム水前寺	熊本市中央区水前 寺二丁目18番1 2号	代表取締役	伊牟田淳子
4370 1064 62	通所介護	平成26年	こんぺいとう	熊本市東区 下江津六丁 目10番3 0号	有限会社リビ ング・ウイル・ サポート	熊本市東区下南部二丁目15番11号	代表取締役	坂田 利也
4370 1064 62	介護予防通所介護	平成26年 11月17日	こんぺいとう	熊本市東区 下江津六丁 目10番3 0号	有限会社リビ ング・ウイル・ サポート	熊本市東区下南部 二丁目15番11 号	代表取締役	坂田 和
4 3 7 0 1 0 6 4 8 8	訪問介護	平成26年 12月1日	訪問介護事業 所ファーマダ イワ介護サー ビスセンター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団地一丁目56番地	代表取締役	岡山 善郎
4370 1064 88	介護予防 訪問介護	平成26年 12月1日	訪問介護事業 所ファーマダ イワ介護サー ビスセンター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団地一丁目56番地	代表取締役	岡山 善郎
4370 1064 96	居宅介護支援	平成26年 12月1日	居宅介護支援 事業所ファー マダイワ介護 サービスセン ター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団地一丁目56番地	代表取締役	岡山 善郎
4 3 7 0 1 0 6 5 1 2	居宅介護支援	平成26年 12月10日	ケアプランセンターふくだ	熊本市北区 西梶尾町8 08番地8	株式会社エムケア	熊本市北区西梶尾町808番地8	代表取締役	福田 まり子

4370 1065 38	短期入所療養介護	平成27年 1月1日	朝日野総合病院	熊本市北区 室園町12 番10号	医療法人朝日野会	熊本市北区室園町 12番10号	理事長	清水 安全
4370	介護予防 短期入所	平成27年 1月1日	朝日野総合病院	熊本市北区 室園町12	医療法人朝日野会	熊本市北区室園町 12番10号	理事長	清水安全
3 8	療養介護			番10号				

告示第654号

平成26年9月18日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした 平山町自治会から、同条第11項の規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定によ り次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

役員

「隣保班長 4名」

を

「隣保班長 5名」

に改める

附則

この規約の変更は、平成26年4月1日から施行する。

を追加する

告示第655号

平成26年9月18日

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370103	居宅介護支援事業所たいのしま 熊本市南区田辺町田井島224	特定医療法人萬生会 熊本市南区迎町田井島224 理事長 河北 誠	平成26年 9月30日	居宅介護支援

告示第656号

平成26年9月18日

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	廃止年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名	1	種類
4370107	居宅介護支援事業所しみず 熊本市北区清水亀井町1番26号	特定医療法人萬生会 熊本市南区迎町田井島224 理事長 河北 誠	平成26年 9月30日	居宅介護支援

告 示 第 6 5 8 号 平成 2 6 年 9 月 1 9 日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出 により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略) 1人

> 告示第659号 平成26年9月19日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略) 3人
- 2 送達をする書類名差押調書 (謄本)配当計算書

告 示 第 6 6 0 号 平成 2 6 年 9 月 2 2 日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、平成25年告示第483号で指定した要措置区域の全部について同項の指定を解除するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 要措置区域の指定を解除する土地の所在地 熊本市中央区本荘町字松原365番の一部
- 2 同条第1項の指定の事由がなくなったと認める特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講じられた措置 土壌汚染の除去

告示第661号 平成26年9月22日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービス
番号		びに代表者の氏名		の種類
4370110	茶話本舗デイサービス若葉苑 熊本市東区若葉三丁目1番16号	株式会社真聖 熊本市東区東野三丁目7番17号 代表取締役秋吉 千帆	平成26年 10月1日	通所介護

告示第662号 平成26年9月22日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4370110	本妙寺通りデイサービス 熊本市西区花園二丁目12番44号	合同会社ヘッドアップ 熊本市西区花園二丁目12番44号 代表社員 上村 悦雄	平成26年 9月22日	通所介護
4370110761	本妙寺通りデイサービス 熊本市西区花園二丁目12番44号	合同会社ヘッドアップ 熊本市西区花園二丁目12番44号 代表社員 上村 悦雄	平成26年 9月22日	介護予防通所介護

告 示 第 6 6 3 号 平成 2 6 年 9 月 2 2 日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	指定年月日	サービス
番号		に代表者の氏名		の種類
4370110	マノリアル本荘 居宅介護支援事業所 熊本市中央区本荘五丁目10番23号	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本莊五丁目10番23号 理事長 野口 駿	平成26年 10月1日	居宅介護支援

告 示 第 6 6 4 号 平成 2 6 年 9 月 2 2 日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36)第1

#### 33条の2の規定により告示する。

#### 熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	指定年月日	サービスの
番号		に代表者の氏名		種類
4370110	ケアセンター サンフラワー 熊本市南区城南町隈主422	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田二丁目 9番1 2号 代表社員 松本 由美	平成26年10月1日	居宅介護支援

告示第665号

平成26年9月22日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者 を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 133条の2の規定により告示する。

#### 熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
4370110	熊本市社会福祉事業団 北部居宅 介護支援事業所 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目15番 17号ムサシ1番館D	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目16番18号 理事長 奥山 康雄	平成26年 10月1日	居宅介護支援

告示第666号 平成26年9月24日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の 指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並 びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

#### 熊本市長 幸山政史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
4370110	デイサービス ライフワン熊本 熊本市西区八島二丁目4番18号	株式会社ライフワン 福岡県春日市惣利6-107 代表取締役 伊牟田 裕子	平成26年 10月1日	通所介護
4370110	デイサービス ライフワン熊本 熊本市西区八島二丁目4番18号	株式会社ライフワン 福岡県春日市惣利6-107 代表取締役 伊牟田 裕子	平成26年 10月1日	介護予防通所介護

告示第668号

平成26年9月25日

県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基 づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供 する。

熊本市長 幸 山 政 史

、苦肉の種類	道路の区域		<b>併田間払</b> の期日
道路の種類 路線名		区間	供用開始の期日
主要地方道	熊本高森線	西区田崎本町18番5地先から 西区田崎本町5番1地先まで	平成26年9月25日

告示第669号 平成26年9月25日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項 の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

		道路の区域			
整理番号 路線名	路線名	区間	旧新 の別	敷地の幅 員(m)	延長 (m)
C 105	田崎本町田崎	西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	旧	6. 3 ~ 6. 3	20.9
6-185	1丁目第1号 線	西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	新	6. 3 ~ 13. 0	20.9

告 示 第 6 7 0 号 平成 2 6 年 9 月 2 5 日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山 政史

砂田平 口.	四分白 友	道路の区域	## PP	
整理番号    路線名		区間	供用開始の期日	
6-185	田崎本町田崎1丁目第1号線	西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	平成26年9月25日	

告示第672号 平成26年9月26日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

(1) 市県民税(普通徴収)

7件

(2) 固定資産税

443件

(3) 軽自動車税

625件

(4) 市県民税(特別徴収)

16件

(5) 法人市民税

5件

告 示 第 6 7 3 号 平成 2 6 年 9 月 2 9 日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	指定年月日	サービス
番号		に代表者の氏名		の種類
4370110	通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目12番3 0号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号 代表社員 大島 あさな	平成26年 10月1日	通所介護
4370110	通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目12番3 0号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号 代表社員 大島 あさな	平成26年 10月1日	介護予防通所介護

告示第674号

平成26年9月30日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55号の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
共生薬局		
熊本市南区御幸笛田二丁目15番43号	居宅療養管理指導・介護予	亚代96年9月15日
アルファルマ株式会社	防居宅療養管理指導	平成26年8月15日
代表取締役 佐藤 拓司		

介護付き有料老人ホーム 川尻ヒルズ 熊本市南区南高江七丁目3番 社会福祉法人 竹崎記念福祉会 理事長 中村 幸子	特定施設入居者生活介 護・介護予防特定施設入居 者生活介護	平成26年8月20日
さくら苑デイサービス 熊本市南区城南町舞原1466一1 株式会社 リニエルサプライ 代表取締役 中村 正章	通所介護	平成26年9月1日
訪問介護ゆめらいふ 熊本市西区池田一丁目34―10 有限会社 啓宏社 代表取締役 重岡 啓一	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26年9月8日
訪問介護ステーション まきの木 熊本市南区城南町鰐瀬865番地1 株式会社ソフィアライン 代表取締役 重富 久美子	訪問介護	平成26年9月1日
たっく地域支援センター 熊本市東区上南部二丁目1番67号 株式会社くますま 代表取締役 河添 竜志郎	居宅介護支援	平成26年9月1日
居宅介護支援センター ケアサポート帯山 熊本市中央区帯山七丁目4番41号 合同会社グリーンライフ 代表社員 毛利 緑	居宅介護支援	平成26年9月1日

告 示 第 6 7 5 号 平成 2 6 年 9 月 3 0 日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から 廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
尾ノ上託麻台診療所	
熊本市東区尾ノ上一丁目14-27	平成26年9月30日
院長 森 修	
けあらーず水前寺指定通所介護事業所	
熊本市中央区水前寺五丁目18番13号	平成26年9月30日
株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	
けあらーず水前寺指定訪問介護事業所	
熊本市中央区水前寺五丁目18番13号	平成26年9月30日
株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	

告示第676号

平成26年9月30日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助

及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規 定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	<b>原本</b> 印封	文 辛 山 政 史
医療(施術)機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		,
メンタルクリニック保田窪		
熊本市東区保田窪五丁目10-23	精神科、児童精神科	平成26年9月1日
医療法人横田会 理事長 横田 周三		
(歯科)		
さくらぎ歯科クリニック		
熊本市東区錦ヶ丘5番25号	歯科、歯科口腔外科	平成26年8月1日
立井 雄三		
熊本駅前矯正歯科クリニック		
熊本市西区春日5-6-5 田中スクエア	矯正歯科	   平成26年8月18日
ビル1F-B	/ 加上图代	一一, 从20年8月18日
上村 裕希		
ゆうだい歯科医院	歯科、小児歯科、	
熊本市東区花立五丁目 9 - 2 5	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成26年8月19日
田中雄大	图1千口11年21111千	
(薬局)		
ほたる薬局		
熊本市北区鶴羽田一丁目14番5号	薬局	   平成26年7月1日
株式会社トータル・メディカルサービス	采问	一一, 从20年1月1日
代表取締役 錦戸 裕幸		
なの花薬局シャワー通り店		
熊本市中央区下通二丁目5番19号	薬局	平成26年7月1日
株式会社トータル・メディカルサービス	来问	一,
代表取締役 錦戸 裕幸		
麦わら調剤薬局		
熊本市東区小山町1815-1	薬局	平成26年9月1日
TMP株式会社 代表取締役 寺岡 一英		
(あん摩・マッサージ)		
leaf在宅マッサージ 井 珠美		
熊本市東区戸島本町7番1号	あん摩・マッサージ	   平成26年8月21日
株式会社Raibridge		
代表取締役 冨岡 美奈		
合同会社 アーク訪問マッサージ 江島		
照美		
熊本市東区小峯四丁目2番43号	あん摩・マッサージ	平成26年9月2日
合同会社 アーク訪問マッサージ		
代表社員 岡本 文子		

告示第677号 平成26年9月30日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の

届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	PROPERTY OF THE PROPERTY OF TH	<del></del>	<del></del>
	医療(施術)機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(∄	<b>采道整復)</b>		
	帯山鍼灸整骨院		
新	熊本市中央区帯山三丁目7番30号		
	德留 清人	亚出 0 5 年 1 日 1 6 日	タチボ軍
	帯山整骨院	平成25年1月16日	名称変更
旧	熊本市中央区帯山三丁目7番30号		
	德留 清人		
	禅整骨院はません院		
立に	熊本市南区田井島一丁目2番1号		
新	メディカルネットサービスKS株式会社		
	代表取締役 勝山 大輔	亚比?6年9月1日	<b>夕</b> <del>小</del> 亦 再
	整骨院ΖΕΝはません院	平成26年8月1日	名称変更
旧	熊本市南区田井島一丁目2番1号		
ΙÞ	メディカルネットサービスKS株式会社		
	代表取締役 勝山 大輔		
(1)	はり・きゅう)		
	慈温堂鍼灸治療院		
新	熊本市南区砂原町136-6		
	熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	亚比0.6年0月1月月	記去地址亦田
	· 慈温堂鍼灸治療院	平成26年8月15日	所在地変更
旧	熊本市南区十禅寺二丁目3-6		
	熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良		

告示第678号 平成26年9月30日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の 届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
尾ノ上託麻台診療所	
熊本市東区尾ノ上一丁目14-27	平成26年9月30日
森 修	
(薬局)	
ほたる薬局	
熊本市北区鶴羽田一丁目14番5号	平成26年6月30日
株式会社九州ファーマシー 代表取締役 錦戸 裕幸	
なの花薬局シャワー通り店	
熊本市中央区下通二丁目5番19号	平成26年6月30日
株式会社九州ファーマシー 代表取締役 錦戸 裕幸	

告示第679号 平成26年9月30日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長	幸	Ш	政	中
VV 1 111117			-/	$\sim$

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日	
(医科)		
仁誠会クリニック新屋敷		
熊本市中央区新屋敷一丁目14番2号	平成26年8月10日	
医療法人社団仁誠会 理事長 田尻 宗誠		

告示第680号 平成26年9月30日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代	指定年月日	サービス
番号		表者の氏名		の種類
4360190	アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾589-1	株式会社麻生介護サービス 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5番 2 4号 代表取締役 新開 昌伸	平成26年 10月1日	訪問看護
4360190	アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾589-1	株式会社麻生介護サービス 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5番 2 4号 代表取締役 新開 昌伸	平成26年 10月1日	介護予防訪問看護

告 示 第 6 8 1 号 平成26年9月30日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
4370110	きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区松尾町上松尾152-2 エクシード松尾103	株式会社きずな 熊本市西区松尾町上松尾152-2 エクシード松尾103 代表取締役 前田 伸太郎	平成26年 11月1日	訪問介護
4370110	きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区松尾町上松尾152-2 エクシード松尾103	株式会社きずな 熊本市西区松尾町上松尾152-2 エクシード松尾103 代表取締役 前田 伸太郎	平成26年	介護予防訪問介護

告 示 第 6 8 2 号 平成 2 6 年 9 月 3 0 日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

1人

2 送達をする書類名

配当計算書

\_\_\_\_\_

告示第683号 平成26年9月30日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条第2項の規定に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山 政史

国税徴収法第54条第2項に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略) 1人

## 公 告

公告第667号 平成26年9月16日

熊本市田井島南土地区画整理組合の定款変更について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 組合の名称

熊本市田井島南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年8月4日から平成29年3月31日まで

3 施行地区

熊本市田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目の各一部

4 事務所の所在地

熊本市田井島三丁目8番1号

5 設立認可の年月日

平成21年8月4日

6 定款変更認可の年月日

平成26年9月12日

公告第670号

平成26年9月16日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町舞原字東195番2、196番5 495.87平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区城南町下宮地 氏名 登載省略

公 告 第 6 7 2 号 平成 2 6 年 9 月 1 9 日

地方自治施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項、第167条の11第2項及び熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)の規定に基づき、熊本市が発注する業務委託契約等に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加する者に必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 登録できる者の資格

契約希望者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 今第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、別表に定める許認可、免許等を得ていない者
- (3) 申請書を受理した日の属する月の初日以前1年以上引き続き同種の営業を営んでいない者
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱 (平成18年告示第105号) 第3条 第1号に該当する者
- ※ 市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者については、参加資格者として登録は行うが、 熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱(平成20年12月26 日施行)に従い、納税されるまでは指名を行わず、また見積合わせに参加できないものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を業務委託契約等に係る競争入札に参加する資格審査の要件とする。
  - (1) 売上高
  - (2) 従業員の状況
  - (3) 資本額
  - (4) 営業年数
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める項目
- 3 登録申請の受付期間
- (1) 定期受付の場合 平成26年10月1日 (水) から平成26年10月31日 (金) まで (土・日曜日、祝日を除く。)
- (2) 随時受付の場合 平成27年4月1日 (水) から閉庁日を除く毎日 (ただし、月単位の受付とする。)

※受付時間:9時から16時まで(ただし、正午から13時までを除く。)

- 4 登録申請の受付場所
  - (1) 定期受付の場合 熊本市中央区花畑町3-1 (花畑町別館4階)

熊本市総務局契約検査総室物品契約班

(2) 随時受付の場合 熊本市中央区花畑町3-1

(花畑町別館4階)

熊本市総務局契約検査総室物品契約班

5 申請書の提出方法

持参もしくは郵送

ただし、郵送による定期受付の場合は、平成26年10月1日(水)から平成26年10月31日(金)までの必着とする。

6 登録決定の通知

契約希望者登録決定通知書を発送するとともに、登録決定者は登録名簿に登載するものとする。

- 7 登録資格の有効期間
  - (1) 定期受付 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
  - (2) 随時受付 当該資格の認定がされたときから平成29年3月31日まで
- 8 申請書の提出

競争入札等参加資格審査申請書を本市において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 競争入札参加資格審査申請書

様式第1号 申請書

様式第1号の2 経営の状況等

様式第1号の3 参加希望業種表

様式第1号の4 建物清掃業者用個別調書

様式第1号の5 複写機賃貸借業者用個別調書

様式第1号の6 建物清掃・複写機賃貸借業者用資本関係・人的関係調書

様式第2号 誓約書

様式第3号 使用印鑑届

様式第4号 委任状(支店等で直接取引きする場合)

様式第5号 契約実績一覧表

様式第5号の2 建物清掃業者用契約実績一覧表

- イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ウ 印鑑証明書
- エ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- 才 市税滞納有無調查承諾書
- 力 特別徴収実施確認書
- キ 役員等名簿及び照会承諾書
- ク 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等)直近2年度分
- ケ 許認可・資格免許等証明書の写し
- コ 封筒(82円切手貼付)
- サ 相手方登録申請書
- シ ISO認証登録証
- ス その他市長が必要と認める書類
- 9 提出部数

8アからスに記載する申請書及び書類を各1部とする。

- 10 その他留意事項
  - (1) 提出された申請書及び添付書類は返却しない。
  - (2) 提出書類の修正指示、不足書類の提出指示に対して、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

公 告 第 6 7 5 号 平成 2 6 年 9 月 2 2 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区山ノ神二丁目3422番 2, 164. 81平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区水前寺三丁目

氏名 登載省略

熊本市中央区島崎一丁目32番8号

株式会社エフティーメディカル

代表取締役 福留 伸幸

公告第676号

平成26年9月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区山ノ神一丁目3302番1の一部、3303番 1,692.40平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区山ノ神一丁目 氏名 登載省略

公告第677号

平成26年9月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区御幸笛田七丁目1573番9、1573番10、1575番2、1575番4、15 75番5 (2工区)
  - 2, 124. 68平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区御幸笛田七丁目 氏名 登載省略 熊本市南区良町四丁目1番70号 アグリ開発 株式会社

代表取締役 米森 初江

公告第678号 平成26年9月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区海路口町字採蠟司開53番3

330. 58平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本県宇城市小川町江頭 氏名 登載省略

公告第679号 平成26年9月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市西区春日二丁目551番の一部 6,916.90平方メートル (二工区)
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 金尾 健司

熊本市中央区本荘六丁目17番21号

株式会社熊本合同庁舎PFI

代表取締役 丸山 明

公告第680号 平成26年9月24日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区広木町93番1、93番4、93番5、108番、109番、110番、120番、 121番1、121番2、121番3及び里道

3,043.30平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区京塚本町48番34号

> 株式会社 環境都市開発 代表取締役 林 裕之

> > 公告第686号

平成26年9月29日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市北区植木町那知字本村213番1 486. 76平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区新町三丁目 氏名 登載省略

公 告 第 6 8 7 号 平成 2 6 年 9 月 2 9 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区戸島四丁目3808番3 373.59平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目 氏名 登載省略

公告第689号 平成26年9月30日

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更(第4回)について、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により認可したので、同法第39条第4項の規 定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 組合の名称 熊本市田井島南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間平成21年8月4日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本市南区田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地 熊本市南区田井島三丁目8番1号
- 5 設立認可の年月日平成21年8月4日
- 6 事業計画変更認可の年月日 平成26年9月29日

公告第690号

平成26年9月30日

農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令219号)第2条の規定により、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第691号

平成26年9月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代六丁目 2 5 9 4番 2 2 2 5 . 6 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市西区上代三丁目 氏名 登載省略

> 公告第692号 平成26年9月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区富合町榎津字琵琶崎1367番1、1368番7 498.83平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市北区津浦町 氏名 登載省略

# 南 区

南区告示第8号平成26年9月16日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年9月3日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

南区告示第9号

平成26年9月19日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年9月2日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

北区

北 区 告 示 第 7 号 平成26年9月18日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年8月19日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 田上美智子

以下、登載省略

### 交 通 局

交通局規程第17号 平成26年9月30日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程(平成14年交通局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号別表第2を別表第1に改め、同項第3号別表第3を別表第2に改め、同項第4号別表第5を別表第3に改め、同項第5号別表第6を別表第4に改め、同項第6号別表第7を別表第5に改める。

第2条の2第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第12条から第17条までに規定する通勤定期乗車券、通勤通学定期乗車券、電車・自動車共通定期乗車券、電車・自動車乗継通勤定期乗車券又は持参人式定期乗車券(ただし、第13条に規定する通学定期乗車券は除く。)を所持する者(以下「通勤定期乗車券等所持者」という。)が乗車し、その定期乗車券を提示した場合、その者が同伴する家族(通勤定期乗車券等所持者と同居する2親等以内の家族をいう。ただし、4名以内とする。次号において同じ。)」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第9条中「車掌の乗務しない」を削る。

第11条中「次に掲げるいずれかの指定区間について発売し、指定区間内の」を「通勤等の理由により乗車を必要とする者に発売し、」に改め、同条各号を削る。

第12条及び第13条中「一定の区間を」を削る。

第19条第1号中「、性別、在学学校又は勤務先」を「及び性別」に改め、第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第21条及び第22条を削る。

第23条中「普通旅客運賃設定区間内の」を削り、同条を第21条とし、第24条を第22条とする。

第25条及び第26条を削る。

第27条中「普通旅客運賃設定区間内の」を削り、「不特定停留場間を乗車する場合に券面額から」を「不特定停留場間を乗車する場合に、券面額から、」に改め、「累計額を控除した額より」を「累計額を控除した額から」に改め、同条を第23条とし、第28条から第31条までを4条ずつ繰り上げ、第31条の2を第28条とし、第32条を第29条とし、第33条を第30条とする。

第34条第1号中「居住所、」を削り、「若しくは通勤の事実又は乗車区間」を「又は通勤の事実」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号中「車掌その他係員」を「職員」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とし、同条を第31条とする。

第35条第1項第2号中「第8号」を「第6号」に、「第9号」を「第7号」に改め、同条を第3 2条とする。

第36条を削る。

第37条第1項第3号を削り、同条第2項中「2以上に」を「前項第1号及び第2号のいずれにも」 に改め、同条を第33条とする。

第38条を削る。

第39条中「車掌又はその他の係員」を「職員」に改め、同条を第34条とする。

第40条を第35条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4を削り、別表第5から別表第7までを2表ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行目前に発行された定期券(以下「旧定期券」という。)で、この規程の施行の際現に効力を有するものの取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、旧定期券で通用区間が記載されたものについては、施行日以後、当該券面に記載された通用区間以外の区間についても、当該定期券の通用期間において途中乗降及び乗車回数は自由とする。

# 上下水道局

上下水道局告示第66号 平成26年9月26日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第768号	熊本市南区富合町廻江618番地10 株式会社相富設備工業 代表取締役 西坂 勝也	平成26年9月22日

上下水道局公告第51号

平成26年9月29日

平成27年度及び平成28年度に熊本市上下水道局が発注する業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に係る熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成22年12月24日制定)第3条第1項に規定する業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出の時期、場所及び方法を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

#### 1 提出時期

#### (1) 受付期間

ア 定期の受付 平成26年10月1日(水)から平成26年10月31日(金)まで(ただし、 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する 市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 随時の受付 平成27年4月1日(水)から毎日(ただし、休日を除く。)

#### (2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

2 提出場所(受付場所)

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局総務課

3 提出方法

持参又は郵送(ただし、定期の受付において申請書を郵送する場合にあっては、平成26年10 月31日(金)までに必着のこと。)

# 教育委員会

教委告示第11号 平成26年9月25日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 﨑 元 達 郎

- 1 目時
  - 平成26年9月30日(火) 午後2時から
- 2 場所
  - マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室
- 3 議事
- (1) 熊本市小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 4 協議
  - (1) 平成27年度の単独調理場民間委託について
  - (2) 熊本市教育の情報化ビジョンについて
  - (3) 平成26年度事務事業点検評価報告書(案)について
  - (4) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
  - (5) 熊本市教育委員会委員長の選任について
- 5 報告
  - (1) 平成26年度新体力テスト結果及び体力向上優秀校表彰について
  - (2) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
  - (3) 熊本市教育振興基本計画実施計画 (平成23~25年度) の実績について
  - (4) 広報広聴関係について